

平成30年7月3日

HITOWAケアサービス株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、HITOWAケアサービス株式会社に対し、同社が運営する「イリーゼ」と称する有料老人ホームにおいて提供するサービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第3号(有料老人ホームに関する不当な表示第6項)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令(別添参照)を行いました。

## 1 違反行為者の概要

名 称 HITOWAケアサービス株式会社(法人番号 5013301023242)

所 在 地 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

代表者 代表取締役 袴田 義輝

設立年月 平成18年11月

資本金 5000万円 (平成30年4月現在)

#### 2 措置命令の概要

(1) 対象役務

別表「施設名」欄記載の「イリーゼ」と称する有料老人ホーム(以下これらを併せて「イリーゼ」という。)において提供するサービス

#### (2) 対象表示

#### ア 表示の概要

- (ア) 表示媒体 パンフレット
- (イ) 表示期間

平成28年9月11日頃から平成30年6月30日までの間

(ウ) 表示内容(別紙)

「終の棲家として暮らせる重介護度の方へのケア」と記載した上で、 「寝たきりなど要介護度が重い方もお過ごしいただくことができます。 ご希望の方には、医療機関と連携しご家族様のお気持ちに寄り添いな がら看取り介護にも対応しております。」と記載していた。

#### イ 実際

入居者の行動が、他の入居者又は自社の従業員の生命若しくは身体に 危害を及ぼし又はその切迫したおそれがある場合であって、イリーゼに おける通常の介護方法又は接遇方法ではこれを防止することができない ときは、当該入居者との入居契約を解除することがある。

#### (3) 命令の概要

- ア 前記(2) アの表示は、前記(2) イのとおりであって、イリーゼにおいて、 終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられる かのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者がイリ ーゼにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けら れない場合があるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されてい ないものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周 知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】 消費者庁表示対策課

> 電 話 03 (3507) 9239 ホームページ http://www.caa.go.jp/

番号	施設名	所在地
1	イリーゼ宮の森	札幌市中央区宮の森 2 条 10 丁目 1 - 43
2	イリーゼ札幌南三条	札幌市中央区南3条西1丁目10
3	イリーゼ札幌中島公園	札幌市中央区南8条西6丁目420-15
4	イリーゼ札幌屯田	札幌市北区屯田2条1丁目9-1
5	イリーゼ篠路	札幌市北区篠路2条7丁目5-15
6	イリーゼ新琴似	札幌市北区新琴似4条1丁目1-45
7	イリーゼ東札幌	札幌市白石区菊水9条4丁目2-8
8	イリーゼ月寒	札幌市豊平区月寒西1条10丁目5-13
9	イリーゼ西岡	札幌市豊平区西岡 3 条 13 丁目 7 - 10
10	イリーゼ厚別	札幌市厚別区厚別東5条7丁目1-7
11	イリーゼ西宮の沢	札幌市手稲区西宮の沢5条1丁目15-11
12	イリーゼ平岡公園	札幌市清田区里塚緑ケ丘3丁目8-12
13	イリーゼ旭川3条通	北海道旭川市 3 条通 17 丁目 1369 - 1
14	イリーゼ恵庭	北海道恵庭市相生町2-1
15	イリーゼ仙台荒井西	仙台市若林区蒲町字南 30 - 2
16	イリーゼ西大宮	さいたま市西区三橋6丁目1235-1
17	イリーゼ大宮櫛引	さいたま市大宮区櫛引町1丁目 127‐1
18	イリーゼ大宮大和田	さいたま市見沼区大字南中丸 1039‐1
19	イリーゼ中浦和	さいたま市南区鹿手袋2丁目6-20
20	イリーゼ浦和大門	さいたま市緑区大字大門 808
21	イリーゼ東岩槻	さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8-9
22	イリーゼ川越	埼玉県川越市大字今泉 106 - 1
23	イリーゼ川口安行	埼玉県川口市大字安行 92 - 1
24	イリーゼ川口宮町	埼玉県川口市宮町 16 - 12
25	イリーゼ行田	埼玉県行田市向町 15 - 37
26	イリーゼ所沢西	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目 57-1
27	イリーゼかすかべ	埼玉県春日部市南1丁目9-61
28	イリーゼ狭山	埼玉県狭山市笹井3丁目10-5
29	イリーゼ北越谷	埼玉県越谷市大字大道 53 - 1
30	イリーゼ戸田	埼玉県蕨市錦町4丁目7-4
31	イリーゼ入間	埼玉県入間市春日町1丁目10-26
32	イリーゼ朝霞	埼玉県朝霞市本町1丁目38-7
33	イリーゼ和光	埼玉県和光市白子1丁目29-15
34	イリーゼ新座	埼玉県新座市栗原1丁目14-23

番号	施設名	所在地
35	イリーゼ久喜	埼玉県久喜市久喜中央1丁目9-10
36	イリーゼ八潮	埼玉県八潮市八潮1丁目27-6
37	イリーゼふじみの	埼玉県富士見市羽沢3丁目14-15
38	イリーゼ鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘3丁目23番3
39	イリーゼよしかわ	埼玉県吉川市美南4丁目18-3
40	イリーゼ埼玉小川町	埼玉県比企郡小川町大字増尾 460 - 1
41	イリーゼ稲毛黒砂	千葉市稲毛区黒砂3丁目8-12
42	イリーゼ千葉新宿	千葉市中央区新宿2丁目16-22
43	イリーゼ都賀桜木	千葉市若葉区桜木 5 丁目 17 - 30
44	イリーゼ誉田	千葉市緑区誉田町2丁目23-2
45	イリーゼあすみが丘	千葉市緑区あすみが丘6丁目4-9
46	イリーゼ市川	千葉県市川市本北方3丁目12-8
47	イリーゼ市川・別邸	千葉県市川市北国分2丁目32-5
48	イリーゼふなばし	千葉県船橋市西船6丁目7-8
49	イリーゼ船橋はさま	千葉県船橋市芝山3丁目12-5
50	イリーゼ船橋三咲	千葉県船橋市南三咲1丁目20-10
51	イリーゼ船橋塚田	千葉県船橋市行田1丁目40-22
52	イリーゼ船橋塚田・新館	千葉県船橋市前貝塚町 509 - 5
53	イリーゼまつど	千葉県松戸市日暮3丁目25-1
54	イリーゼ野田	千葉県野田市清水 740 - 1
55	イリーゼ津田沼	千葉県習志野市鷺沼台1丁目7-12
56	イリーゼかしわ豊四季	千葉県柏市旭町4丁目11-3
57	イリーゼまつど五香	千葉県柏市しいの木台4丁目28-2
58	イリーゼ南柏	千葉県流山市松ケ丘4丁目495-3
59	イリーゼ南流山	千葉県流山市木 117 - 1
60	イリーゼ流山はついし	千葉県流山市東初石3丁目128-11
61	イリーゼ八千代村上	千葉県八千代市村上南2丁目16-12
62	イリーゼ八千代台	千葉県八千代市八千代台北4丁目18-14
63	イリーゼ八千代緑が丘	千葉県八千代市緑が丘西2丁目6-2
64	イリーゼ浦安	千葉県浦安市東野3丁目2-11
65	イリーゼ蒲田・悠生苑	東京都大田区北糀谷2丁目15-21
66	イリーゼ二子玉川ガーデン	東京都世田谷区鎌田 4 丁目 14 - 8
67	イリーゼ用賀ガーデン	東京都世田谷区用賀1丁目19-22
68	イリーゼかさい	東京都江戸川区中葛西1丁目44-11
69	イリーゼ八王子	東京都八王子市大和田町4丁目10-11
70	イリーゼ立川	東京都立川市柏町1丁目20-3

番号	施設名	所在地
71	イリーゼ三鷹深大寺	東京都三鷹市大沢4丁目15-6
72	イリーゼ昭島	東京都昭島市宮沢町2丁目31-9
73	イリーゼ調布	東京都調布市多摩川1丁目13-1
74	イリーゼ町田図師の丘	東京都町田市図師町 1896 - 1
75	イリーゼ小平	東京都小平市美園町 3 丁目 20 - 1
76	イリーゼ喜多見	東京都狛江市東野川1丁目32-5
77	イリーゼ狛江	東京都狛江市和泉本町 3 丁目 27 - 7
78	イリーゼ東久留米	東京都東久留米市中央町3丁目12-14
79	イリーゼあざみ野	横浜市青葉区あざみ野4丁目32-2
80	イリーゼたまプラーザ	横浜市青葉区美しが丘西1丁目5-31
81	イリーゼ横浜センター南	横浜市都筑区中川中央2丁目3-28
82	イリーゼ横浜港南台	横浜市栄区庄戸 1 丁目 12 - 11
83	イリーゼ横浜三ッ沢	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 287 - 2
84	イリーゼ横浜仲町台	横浜市都筑区勝田町 1219 - 8
85	イリーゼさぎぬま	川崎市宮前区東有馬3丁目20-3
86	イリーゼさぎぬま・新館	川崎市宮前区土橋4丁目8-2
87	イリーゼ溝の口	川崎市高津区溝口6丁目15-4
88	イリーゼ多摩はるひ野	川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 21 - 1
89	イリーゼはしもと	相模原市緑区西橋本2丁目21-23
90	イリーゼ橋本中央	相模原市中央区南橋本2丁目11-16
91	イリーゼ相模原矢部	相模原市中央区矢部2丁目21-1
92	イリーゼ相模大野	相模原市南区上鶴間本町7丁目4-23
93	イリーゼ湘南ひらつか	神奈川県平塚市東真土4丁目11-45
94	イリーゼ鎌倉	神奈川県鎌倉市大船 1914‐1
95	イリーゼ湘南辻堂	神奈川県藤沢市辻堂4丁目6-26
96	イリーゼ海老名	神奈川県海老名市国分南2丁目17-19
97	イリーゼ座間	神奈川県座間市広野台1丁目32-13
98	イリーゼ岡谷	長野県岡谷市山下町1丁目1-37
99	イリーゼ・セントベル諏訪湖	長野県諏訪市大和1丁目5-5
100	イリーゼ高島城	長野県諏訪市高島2丁目1284-1
101	イリーゼ草津	滋賀県草津市野村 6 丁目 17 - 36
102	イリーゼ神戸青木	神戸市東灘区青木2丁目4-26
103	イリーゼ神戸六甲	神戸市灘区篠原本町4丁目6-3
104	イリーゼうるま	沖縄県うるま市喜屋武 546‐1
105	イリーゼ今帰仁	沖縄県国頭郡今帰仁村湧川 571 - 1
106	イリーゼ八重瀬	沖縄県島尻郡八重瀬町長毛 159 - 1

## パンフレット

#### く表紙>



## <対象表示が記載されたページ>



## <対象表示>

# 終の棲家として 暮らせる 重介護度の方へのケア

寝たきりなど介護度が重い方もお過ごしいただくことができます。ご希望の方には、医療機関と連携しご家族様のお気持ちに寄り添いながら看取り介護にも対応しております。

## 〇 不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

#### (不当な表示の禁止)

- **第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて 内閣総理大臣が指定するもの

#### (措置命令)

- 第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。
  - 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割 により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部

を譲り受けた事業者

2 (省略)

#### (報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令 又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当 該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その 業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提 出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関 係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿 書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2~3 (省略)

## (権限の委任等)

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。

2~11 (省略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

#### (消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

## 〇 有料老人ホームに関する不当な表示(抜粋)

(平成十六年四月二日公正取引委員会告示第三号)

## (居室の利用についての表示)

6 有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの。

#### 備考

- 1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。
- 2 (略)

#### 〇優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

#### 不実証広告規制(7条2項)

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が 表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められ ない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

# 〇有利誤認表示(5条2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○<u>商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認される</u>おそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示(5条3号)

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤おとり広告に関する表示
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第766号平成30年7月3日

HITOWAケアサービス株式会社 代表取締役 袴田 義輝 殿

消費者庁長官 岡村 和美 (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する別表「施設名」欄記載の「イリーゼ」と称する有料老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定するものをいう。以下これらを併せて「イリーゼ」という。)において提供するサービス(以下「本件役務」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「有料老人ホーム告示」という。)第6項に該当する表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成28年9月11日頃から平成30年6月30日までの間、パンフレットにおいて、「終の棲家として暮らせる重介護度の方へのケア」と記載した上で、「寝たきりなど要介護度が重い方もお過ごしいただくことができます。ご希望の方には、医療機関と連携しご家族様のお気持ちに寄り添いながら看取り介護にも対応しております。」と記載していたこと。
    - (4) 実際には、入居者の行動が、他の入居者又は自社の従業員の生命若しくは身体 に危害を及ぼし又はその切迫したおそれがある場合であって、イリーゼにおける 通常の介護方法又は接遇方法ではこれを防止することができないときは、当該入 居者との入居契約を解除することがあること。
  - イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、イリーゼにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者がイリーゼにおいて終身にわたって居住

- し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが 明りょうに記載されていないものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないものをしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

#### 2 事実

- (1) HITOWAケアサービス株式会社(以下「HITOWAケアサービス」という。) は、東京都港区六本木一丁目4番5号に本店を置き、イリーゼを運営する事業者である。
- (2) HITOWAケアサービスは、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) HITOWAケアサービスは、本件役務に係るパンフレットの表示内容を自ら決定 している。
- (4) ア HITOWAケアサービスは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成28年9月11日頃から平成30年6月30日までの間、パンフレットにおいて、「終の棲家として暮らせる重介護度の方へのケア」と記載した上で、「寝たきりなど要介護度が重い方もお過ごしいただくことができます。ご希望の方には、医療機関と連携しご家族様のお気持ちに寄り添いながら看取り介護にも対応しております。」と記載していた。
  - イ 実際には、入居者の行動が、他の入居者又は自社の従業員の生命若しくは身体に 危害を及ぼし又はその切迫したおそれがある場合であって、イリーゼにおける通常 の介護方法又は接遇方法ではこれを防止することができないときは、当該入居者と の入居契約を解除することがある。

#### 3 法令の適用

前記事実によれば、HITOWAケアサービスは、本件役務の取引に関し、イリーゼにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者がイリーゼにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのこと

が明りょうに記載されていないものを行っていたものであり、この表示は、有料老人ホーム告示第6項に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18 条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知 った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求を することができる。
  - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
  - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
  - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

番号	施設名	所在地
1	イリーゼ宮の森	札幌市中央区宮の森 2 条 10 丁目 1 - 43
2	イリーゼ札幌南三条	札幌市中央区南3条西1丁目10
3	イリーゼ札幌中島公園	札幌市中央区南8条西6丁目420-15
4	イリーゼ札幌屯田	札幌市北区屯田2条1丁目9-1
5	イリーゼ篠路	札幌市北区篠路2条7丁目5-15
6	イリーゼ新琴似	札幌市北区新琴似 4 条 1 丁目 1 - 45
7	イリーゼ東札幌	札幌市白石区菊水 9 条 4 丁目 2 - 8
8	イリーゼ月寒	札幌市豊平区月寒西1条10丁目5-13
9	イリーゼ西岡	札幌市豊平区西岡 3 条 13 丁目 7 - 10
10	イリーゼ厚別	札幌市厚別区厚別東5条7丁目1-7
11	イリーゼ西宮の沢	札幌市手稲区西宮の沢 5 条 1 丁目 15 - 11
12	イリーゼ平岡公園	札幌市清田区里塚緑ケ丘3丁目8-12
13	イリーゼ旭川3条通	北海道旭川市 3 条通 17 丁目 1369 - 1
14	イリーゼ恵庭	北海道恵庭市相生町2-1
15	イリーゼ仙台荒井西	仙台市若林区蒲町字南 30 - 2
16	イリーゼ西大宮	さいたま市西区三橋6丁目1235-1
17	イリーゼ大宮櫛引	さいたま市大宮区櫛引町1丁目127-1
18	イリーゼ大宮大和田	さいたま市見沼区大字南中丸 1039 - 1
19	イリーゼ中浦和	さいたま市南区鹿手袋2丁目6-20
20	イリーゼ浦和大門	さいたま市緑区大字大門 808
21	イリーゼ東岩槻	さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8-9
22	イリーゼ川越	埼玉県川越市大字今泉 106 - 1
23	イリーゼ川口安行	埼玉県川口市大字安行 92 - 1
24	イリーゼ川口宮町	埼玉県川口市宮町 16 - 12
25	イリーゼ行田	埼玉県行田市向町 15 - 37
26	イリーゼ所沢西	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目57-1
27	イリーゼかすかべ	埼玉県春日部市南1丁目9-61
28	イリーゼ狭山	埼玉県狭山市笹井3丁目10-5
29	イリーゼ北越谷	埼玉県越谷市大字大道 53 - 1
30	イリーゼ戸田	埼玉県蕨市錦町4丁目7-4
31	イリーゼ入間	埼玉県入間市春日町1丁目10-26
32	イリーゼ朝霞	埼玉県朝霞市本町1丁目38-7

番号	施設名	所在地
33	イリーゼ和光	埼玉県和光市白子1丁目29-15
34	イリーゼ新座	埼玉県新座市栗原1丁目14-23
35	イリーゼ久喜	埼玉県久喜市久喜中央1丁目9-10
36	イリーゼ八潮	埼玉県八潮市八潮1丁目27-6
37	イリーゼふじみの	埼玉県富士見市羽沢3丁目14-15
38	イリーゼ鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘3丁目23番3
39	イリーゼよしかわ	埼玉県吉川市美南4丁目18-3
40	イリーゼ埼玉小川町	埼玉県比企郡小川町大字増尾 460 - 1
41	イリーゼ稲毛黒砂	千葉市稲毛区黒砂3丁目8-12
42	イリーゼ千葉新宿	千葉市中央区新宿2丁目16-22
43	イリーゼ都賀桜木	千葉市若葉区桜木 5 丁目 17 - 30
44	イリーゼ誉田	千葉市緑区誉田町2丁目23-2
45	イリーゼあすみが丘	千葉市緑区あすみが丘6丁目4-9
46	イリーゼ市川	千葉県市川市本北方3丁目12-8
47	イリーゼ市川・別邸	千葉県市川市北国分2丁目32-5
48	イリーゼふなばし	千葉県船橋市西船6丁目7-8
49	イリーゼ船橋はさま	千葉県船橋市芝山3丁目12-5
50	イリーゼ船橋三咲	千葉県船橋市南三咲1丁目20-10
51	イリーゼ船橋塚田	千葉県船橋市行田1丁目40-22
52	イリーゼ船橋塚田・新館	千葉県船橋市前貝塚町 509 - 5
53	イリーゼまつど	千葉県松戸市日暮3丁目25-1
54	イリーゼ野田	千葉県野田市清水 740 - 1
55	イリーゼ津田沼	千葉県習志野市鷺沼台1丁目7-12
56	イリーゼかしわ豊四季	千葉県柏市旭町4丁目11-3
57	イリーゼまつど五香	千葉県柏市しいの木台4丁目28-2
58	イリーゼ南柏	千葉県流山市松ケ丘4丁目495-3
59	イリーゼ南流山	千葉県流山市木 117 - 1
60	イリーゼ流山はついし	千葉県流山市東初石3丁目128-11
61	イリーゼ八千代村上	千葉県八千代市村上南2丁目16-12
62	イリーゼ八千代台	千葉県八千代市八千代台北4丁目18-14
63	イリーゼ八千代緑が丘	千葉県八千代市緑が丘西2丁目6-2
64	イリーゼ浦安	千葉県浦安市東野3丁目2-11
65	イリーゼ蒲田・悠生苑	東京都大田区北糀谷2丁目15-21
66	イリーゼ二子玉川ガーデン	東京都世田谷区鎌田4丁目14-8

番号	施設名	所在地
67	イリーゼ用賀ガーデン	東京都世田谷区用賀1丁目19-22
68	イリーゼかさい	東京都江戸川区中葛西1丁目44-11
69	イリーゼ八王子	東京都八王子市大和田町4丁目10-11
70	イリーゼ立川	東京都立川市柏町1丁目20-3
71	イリーゼ三鷹深大寺	東京都三鷹市大沢4丁目15-6
72	イリーゼ昭島	東京都昭島市宮沢町2丁目31-9
73	イリーゼ調布	東京都調布市多摩川1丁目13-1
74	イリーゼ町田図師の丘	東京都町田市図師町 1896 - 1
75	イリーゼ小平	東京都小平市美園町3丁目20-1
76	イリーゼ喜多見	東京都狛江市東野川1丁目32-5
77	イリーゼ狛江	東京都狛江市和泉本町3丁目27-7
78	イリーゼ東久留米	東京都東久留米市中央町3丁目12-14
79	イリーゼあざみ野	横浜市青葉区あざみ野4丁目32-2
80	イリーゼたまプラーザ	横浜市青葉区美しが丘西1丁目5-31
81	イリーゼ横浜センター南	横浜市都筑区中川中央2丁目3-28
82	イリーゼ横浜港南台	横浜市栄区庄戸1丁目12-11
83	イリーゼ横浜三ッ沢	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 287 - 2
84	イリーゼ横浜仲町台	横浜市都筑区勝田町 1219 - 8
85	イリーゼさぎぬま	川崎市宮前区東有馬3丁目20-3
86	イリーゼさぎぬま・新館	川崎市宮前区土橋4丁目8-2
87	イリーゼ溝の口	川崎市高津区溝口6丁目15-4
88	イリーゼ多摩はるひ野	川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 21 - 1
89	イリーゼはしもと	相模原市緑区西橋本2丁目21-23
90	イリーゼ橋本中央	相模原市中央区南橋本2丁目11-16
91	イリーゼ相模原矢部	相模原市中央区矢部2丁目21-1
92	イリーゼ相模大野	相模原市南区上鶴間本町7丁目4-23
93	イリーゼ湘南ひらつか	神奈川県平塚市東真土4丁目11-45
94	イリーゼ鎌倉	神奈川県鎌倉市大船 1914 - 1
95	イリーゼ湘南辻堂	神奈川県藤沢市辻堂4丁目6-26
96	イリーゼ海老名	神奈川県海老名市国分南2丁目17-19
97	イリーゼ座間	神奈川県座間市広野台1丁目32-13
98	イリーゼ岡谷	長野県岡谷市山下町1丁目1-37
99	イリーゼ・セントベル諏訪湖	長野県諏訪市大和1丁目5-5
100	イリーゼ高島城	長野県諏訪市高島2丁目1284-1

番号	施設名	所在地
101	イリーゼ草津	滋賀県草津市野村 6 丁目 17 - 36
102	イリーゼ神戸青木	神戸市東灘区青木2丁目4-26
103	イリーゼ神戸六甲	神戸市灘区篠原本町4丁目6-3
104	イリーゼうるま	沖縄県うるま市喜屋武 546‐1
105	イリーゼ今帰仁	沖縄県国頭郡今帰仁村湧川 571 - 1
106	イリーゼ八重瀬	沖縄県島尻郡八重瀬町長毛 159 - 1